

山梨県 手数料納付連絡票

手数料名	第五百七十号から前号までに定めるもの以外の証明手数料 (宅地建物取引業 営業保証金の取り戻し手続きに係る証明)
略称	山梨県手数料0078802
納付金額	400 円



◆ 留意事項

- 手数料等を納付するときは、本票をレジ設置窓口に持参してください。
- 窓口で手数料等を納付されましたら、レシートと合わせて発行される納付済証を受け取り、申請書等と併せて、手続きの担当課へご提出ください。
(レシートは提出不要。最上部に「納付済証」と記載のある用紙のみ提出)
- 納付済証は再度の発行を行うことができませんので、大切に保管してください。
- キャッシュレス決済の場合、領収書を発行することができません。
領収書の発行を希望される場合は、現金による納付をお願いします。

◆ 手数料等収納用レジの設置場所

- 下記QRコードからご確認ください。

